

誓約書

(佐賀会用)

(1) 行政書士法の遵守について、特に「雇用行政書士」の問題について下記事項を遵守します。

- ① 行政書士の名義を他の者に貸与し、行政書士の業務をさせない。
- ② 法人・団体等に雇用されて、その者のために行政書士業務を行うことはしない。

(2) 会費の納付について

- ① 会費は6ヶ月以上滞納しない。

上記の事項に違反した場合には、如何なる処置を受けても異議有りません。

以上

年 月 日

氏名
(自署)

印